

入札金額積算にかかる留意事項

(1) 入札金額内訳

入札金額は、那覇市が提示する月別・年間予定使用ガス量及び1時間あたりの予定最大ガス量に従い、各社において設定する使用ガス量に対する単価をもって計算した年間総価で行うため、年間支払予定額を記入すること。(ただし、契約は総価ではなく単価によるものとする。)また、年間支払予定額の算出根拠となる算定内訳書を添付すること。

(2) 1年間の総額提示

入札の対象となっている供給期間(2年間)の総額ではなく、1年間の総額を入札金額とすること。

(3) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 一般ガス導管事業者の令和7年7月検針分のガス料金の算定に使用する原料費調整額43.38円/m³(税込)を各月の原料費調整額に使用すること。ただし、単価契約については変動価格(一般ガス導管事業者が適用する金額)とする。

(5) 月々のガス使用量に応じ、基本料金及び基準単位料金の変動する逓減型料金体系になっている場合は、算定内訳書と併せて逓減型料金体系明細書を添付すること。

(6) 入札書に記載された「入札金額」と算定内訳書の金額が一致していること。

(7) ガス料金の算出における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。